

○沖縄県立看護大学研究者行動規範

(平成19年11月12日)

[沿革] 平成28年1月20日 改正

(目的)

第1条 本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学における研究者が研究を遂行する上で遵守すべき基本的な行動規範をここに定める。

(対象者)

第2条 この規範の適応対象者は、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部・大学院学生並びに本学で研究活動を行う全ての研究員及び研修員等（以下総称して「研究者」という。）とする。

(研究者の責任)

第3条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

3 研究者は、研究に関する本学の諸規程や規則、さらに国内外の法令や規範、規約、条例等を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門的能力・知識・技術の維持と向上をめざし、広い視野で他分野の専門領域を尊重しながら、常に自己研鑽に務めなければならない。

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動しなければならない。

3 研究者は、研究活動において、その国や地域、組織の文化、慣習、規律の理解に務めなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者等の人格や人権を尊重し、個人情報管理に留意しながら、謝意をもって接しなければならない。実験動物に対しては、生命倫理を尊重する。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

6 研究者は、共同研究者に対して対等なパートナーとして、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

7 研究者は、他の研究者の研究成果に対して公正に判断し、自らの研究に対する他の研究者の意見等には誠実な態度で接しなければならない。

8 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるように務めなければならない。

9 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護に十分に留意し、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規定等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料などの安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等の使用や処理の際には、関係する取扱い規程や要領等を遵守し、その安全管理や人的被害の防止及び環境保護に努めなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。

2 研究成果は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果の発表における不正行為は、研究者としての信頼性を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。さらに、不正行為への加担、第三者への不正行為への強要、不正行為の証拠隠滅または立証妨害はしてはならない。不正行為の事実を知り得た場合もそれを防止するように努める。

(1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等の作成）

(2) 改ざん（データの変造、偽造）

(3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）

5 研究者は、研究公表時には適切で誤解のない引用及び表現をしなければならない。

（研究費の取扱い規準）

第 11 条 研究者は、研究費の財源が国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、本学の諸規程、当該研究費の使用規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、研究費に関する書類等を適切に管理し、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第 12 条 研究者が、他者の研究業績の評価に関わるときは、評価基準、審査要綱等に従い、公正に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知りえた情報を不正に使用せず、秘密の保持に努めなければならない。

3 研究者は、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加しなければならない。

（行動規範遵守の責務）

第 13 条 本学における研究者やそれに関係する職員は、自らの行動規範の遵守、あるいは遵守できる環境を構築できるように環境整備を行いながら、学生や関係者への行動規範の周知の責任を有する。

（利益相反）

第 14 条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この規範は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規範は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。